

大阪地方裁判所委員会（第33回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

11月11日（火）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成26年11月11日（火）午後2時00分から午後4時00分まで

2 場所

東大阪簡易裁判所会議室

3 出席者

（委員） 栄藤利之，木村岐代子，戸部義人，中窪和弘，松田岳士，山田一信，
森恵一，永幡無二雄，小佐田潔，西田眞基（敬称略）

（説明者） 里川幹雄

（事務担当者） 小野憲一，谷川佳史，梅村哲也，栗生博文，宮本亮

（庶務） 林誠治郎，下之段圭

4 配布資料

簡易裁判所各種手続案内リーフレット，進行予定，レジュメ「東大阪簡易裁判所の概要」，管内図，アクセスマップ，年別事件受理件数表，庁舎案内図

5 議題

簡易裁判所の役割と機能の充実について

6 議事

（委員長：■ 委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，
事務担当者及び庶務：▲）

(1) 委員異動報告及び自己紹介(永幡委員)

- (2) 大阪地方裁判所長挨拶
- (3) 簡易裁判所の手続及び東大阪簡易裁判所の概要説明
- (4) 庁舎見学
- (5) 意見交換



- ◇：司法委員制度の話があったが、どのような方が司法委員になるのか。
- ▲：東大阪簡易裁判所では現在司法委員が13名おり、弁護士、元警察官、社会保険労務士、元ホテル経営者、大阪府の元職員、元銀行員等である。弁護士2名を除いて、調停委員と司法委員を兼務している。
- ◇：弁護士以外の委員はどのような基準で選ばれているのか。
- ▲：ほとんどの方について、調停委員の経験があつて司法委員の素養がある方を選んでいくというのが実態であると思う。
- ▲：調停委員を兼ねている人が多いが、司法委員の仕事の一つは、和解の補助や意見を述べることなので、それに適した人を選んで司法委員になっていただいている。
- ◇：調停委員はどのような基準で選ばれているのか。
- ▲：調停委員になりたい方に申し出をしてもらって、大阪地方裁判所の委員会で選考され、最終的には最高裁判所が任命をする。

◇：調停委員はボランティアなのか。

■：手当等が支払われる。

▲：東大阪簡易裁判所における調停事件の期日については、現在調停係が3係あり、一つの係で最大で1週間に2期日入る。全体では、金曜日を除く月曜日から木曜日まで調停期日が入っている。調停事件は時間をかけないとなかなかうまくいかないの、時間は2時間程度取っている。調停委員が重複していなければ、複数の事件を同時に開始する場合もある。

◇：簡裁では、1時間に20件も訴訟事件を処理するとのことだが、そんなに早く処理ができるのか。

▲：簡裁の事件は簡易迅速に処理する必要があることから、午前中に20件程度の弁論期日を入れて、午後に証拠調べ期日を入れたりもする。昔に比べ事件数は減少しているが、かつて、大阪簡易裁判所では、1期日50件程度指定して、しっかりと事前準備をした上で一つの事件について2分ほどで処理をしていたこともあった。和解の希望が出れば、司法委員が和解を進めることになる。地裁のように15分や30分間隔で期日を入れることはない。

◇：今日は期日が入っていなかったのか。

▲：午前中は期日が入っており事件処理をしていた。本来であれば午後にも証拠調べ期日を入れるところだが、本日の午後はなかった。1つの事件に5分から10分くらいかかることもある。代理人が付いておらず、当事者の主張を更に聴く必要がある事件では、一度中断して、期日の空いている時間に当事者の主張を改めて聴くことになる。弁護士や司法書士の代理人が付いている過払金返還請求事件や貸金返還請求事件、立替金請求事件では、それほど時間がかからない。本人訴訟であれば時間をかけて求釈明する必要がある場合もあり、一旦中断して他の事件の後に、改めて再開することもある。

◇：当事者から、もっと時間をかけてほしいという希望はないのか。

▲：まず，書記官が訴状を受け付けた際に訴状審査をし，できるだけ補正の促しや参考事項の聴取をしてから期日を入れることになる。ただ，どうしても口頭で聴かなければならない事件もある。その場合は，1回期日を入れ，しっかりと時間をかけて口頭弁論期日で求釈明し，その結果を口頭弁論調書に記載することになる。それが通常の簡裁事件のやり方だと思う。

◇：簡裁では事件の争点があきらかにしているのだから迅速なのかと思っていたが，そうではないのか。

▲：全部の事件が迅速に処理できるわけではない。地裁の事件とは，140万円以下という訴額に差があるが，簡裁においても境界確定訴訟や，囲繞地通行権に関する事件などいろいろと複雑な事件がある。ただ，複雑困難で多くの期日を開く見込みがある事件については，地裁に移送することがある。

◇：私が消費生活センターで相談を受けた事例であるが，携帯電話を使いすぎて，業者が通話料請求の訴えを提起し，裁判所から呼出しがあった。私が，その方に対して，支払ができないのなら，支払えない旨言うように伝えたが，その方は，裁判所で，「払います。」と言ってしまったと聞いたことがある。訴えられた方について，正しい判断ができる能力や当事者能力などの問題等をきちんと配慮していただいているのか不安に感じた。

▲：成年被後見人になっていたり，被保佐人，被補助人になっているなど，家裁の認定がある場合には，制限行為能力者として，訴訟能力が限定される場合もあるが，そのような認定がない場合には，行為能力もあり，訴訟能力もあるという前提で手続を進めることになる。

◇：和解を進める際に，司法委員の方は，当事者の話を聴いて，ちょっと危なそうだということで，判断していただけないのか。制限行為能力者として認定を受けているかどうかで判断をすることになるのか。

▲：和解することが無理だと思えば，司法委員は裁判官に相談する。本人からの発

言を聴いて、司法委員がそれだけで判断することはないと思う。

◇：少し病的で、自分をうまく出せない方など、そういう方が手続を放っているうちに訴えられる。保佐人や補助人を付ければよいのだろうが、そこまでの手続を取っていない人もいる。

▲：手続を進める場合には十分に説明をしている。相手方の請求や主張事実を認めた場合にどのような効果があるかや、調停調書や和解調書というのは確定判決と同じ効力なので、財産があれば差押えを受けることなどを何度も説明して調書にしているのではないかと思う。訴訟能力に問題がある方については、家裁でしかるべき手続をとっていただくことが必要だと思う。

◇：代理人を付ければよいのか。

▲：代理人の問題というよりは本人の問題ではないか。成年被後見人であれば、訴訟能力、行為能力や意思能力が問題になるので、委任行為自体が問題にもなる。そのために成年後見人がおり、成年後見人から委任状を取って代理人を付けるのは問題ない。

▲：委任行為自体が問題になるようなケースであれば家裁できちんと成年後見の手続を取られるほうが安全だと思う。

◇：裁判所から、家裁に行くように勧めることはないのか。

▲：裁判所から家裁に行くようには言えない。

◇：過払金返還請求事件が減っているという話があった。おそらく過払金返還請求事件は通常の訴訟事件で争われるのではないかと思う。統計表を見たときに、少額訴訟がかなり減っているように思うが、どういったことが原因だと考えられるか。

▲：窓口相談では、民事訴訟、少額訴訟、民事調停、支払督促の四つの手続について説明をして、本人に選んでもらう。少額訴訟は、法律上即時取調べ可能な証拠が必要となるので、それがネックになっているのかもしれないが、減少している

正確な理由は分からない。

○：少額訴訟の申立件数は、平成23年がピークとなっているが、現在、利用されている少額訴訟の特徴を教えてください。

▲：少額訴訟の事件として多いのが、交通事故の物損請求、貸金請求、売買代金請求、それから、東大阪簡易裁判所特有の問題だか、地主が多いので賃料の増額請求や減額請求、賃料請求が少額訴訟の類型で多いと思われる。ただ、被告側に認定司法書士や弁護士の代理人が付くと通常訴訟への移行の申述が多くなる。

◇：金銭貸借などの法律問題が起きたときに、すぐに簡裁に行こうと思いつく人は少ないと思うが、一般の方はどのような経緯で相談に来るのか。

▲：市役所や消費者センターなどにパンフレットを置いており、簡裁の窓口で手続相談に行ったり、訴訟提起できることを紹介したパンフレットを交付している。また、弁護士に法律相談をした際に、簡易裁判所に行ったらよいのではないかとわれ、弁護士に委任せずに簡易裁判所に来庁される方もいる。

▲：管内の簡易裁判所は、各市役所を回ってパンフレットを置かせていただいたり、法律相談の係の人と会って、簡易裁判所のアピールをしたり、そういう広報活動をしている。

◇：裁判所というと、中之島庁舎の印象を持っている方も多いのではない と思うが、いかがか。

▲：当庁に直接来庁する方もいる。法務局と裁判所、家庭裁判所と簡易裁判所とを間違えていらっしゃる方も多い。

◇：いろいろな手続があって、リーフレットを一読しただけでは自分のケースがどの手続に適しているのかわかりにくいと思う。

▲：民事の場合であれば、民事訴訟、民事調停、少額訴訟及び支払督促の四つを窓口で説明し、それぞれどのような特徴があり、どのような長所や短所があるのかを説明する。どの手続を選択したらよいかについては、こちらからは言えないの

で、特定の手続を選択したいという希望が出れば、そのひな形と記載例を交付して、玄関口の記載台で記載してもらって窓口に提出してもらう。窓口に出れば、書き方についてアドバイスを差し上げて受理することが通常である。

◇：例えば、少額訴訟を選択したいと言われたときに、違う手続の方がよいのではないかと教示することはあるのか。

▲：手続の特徴は説明するが、手続の選択は本人に任せる。

◇：窓口には来るが、手続に乗らない人が多いということだったが、それはどのような場合か。

▲：窓口で相談をするが、訴訟提起にまで至らない方がいる。窓口で相談をして、メリットとデメリットを聴いて、持ち帰って考えて、また来庁されることもある。

▲：簡易裁判所の窓口で手続説明をさせていただくのが多くて1日10人弱、通常は四、五人であることが多い。実際に申立てに至る数は把握していないが、その日に申立てを完了する方は少なく、また後日来ていただく形になることが多い。

▲：例えば、交通事故の物損請求の事件であれば、交通事故証明書や捜査機関の実況見分調書を見ないと、具体的な事故状況が分からない。簡易裁判所では、実況見分調書がある事件が非常に少ないので、物損であれば保険会社の報告書があればそれに基づいて記載される。だから、相談に来られても、正確に記載しようと思えば、一旦持ち帰らないと難しいというのが原因ではないか。

◇：申立書等を記載するのは、玄関を入ったところのカウンターで記載するのか。

▲：窓口で定型の申立書等や記載例を交付して、玄関を入れて左手のカウンターで記載していただく。

◇：税務署などでは、ローカウンターで署員と対面し、相談も含めて話をしているが、窓口で書類を交付されても、書き方の指導等がないのでは書きにくいのではないかと感じた。

▲：相談されれば、どのように記載したらよいか説明をしている。

◇：弁護士に委任せずに本人が申立て等をする方は多いのか。

▲：簡易裁判所では本人訴訟が多い。過払金返還請求事件や交通事故の訴訟は弁護士の代理人が付いている事件が多くなっているが、それを除くと本人訴訟が多い。それと貸金請求事件や立替金請求事件で、業者が代理許可申請をして従業員が来ることが多い。相手方や被告も、弁護士や司法書士を代理人に付けて争う場合もあるが、賃金や立替金の請求であれば、通常は本人が来ることが多い。

◇：土地の境界に関する事件などであれば、測量士が間に入ったりするのか。

▲：そのようなことはない。

◇：個人で来る方が多いのか。

▲：当庁で土地境界に関する事件を扱ったことはないが、地方の庁では、個人で土地の境界に関する事件をしていた方もいた。

◇：純粹に個人で申立てをされる方というのは余り多くないのではないか。個人の申立て等の事例を伺いたい。

▲：過去1年間に大阪簡裁の手續案内に、裁判所で解決をしたいと相談に来庁した方の統計を取っているが、事前に裁判所以外の機関に相談された方が50パーセントである。主な相談機関が、弁護士事務所、市町村の法律相談、法テラス、弁護士会の順である。市町村の法律相談において、実際に法律相談を受けているのは弁護士である。よって、今申し上げた機関は、ほとんど弁護士である。その余の50パーセントの方は、何ら事前に相談をせずに裁判所に来庁している。その中で実際に申立て等をされる方の統計は取っていない。東大阪簡易裁判所も地理的には離れていないのでおそらく同様ではないかと思われる。

◇：簡易裁判所の訴額の140万円というのは何か基準があるのか。

■：法律で決まっており、過去、増額されている経緯がある。

◇：インターネットなどを使って、調停をもっと普及するための広報は考えられないのか。

- ▲：東大阪簡易裁判所ではないが、大阪地方裁判所の試みとして、大阪地方裁判所のホームページに民事調停制度の特徴や手続の流れを分かりやすくリニューアルした。また、大阪市役所と近畿財務局のウェブページにリンクを貼ってもらい、そこからアクセスできるようにしていただいた。
- ◇：問題を抱えている当事者は、どうやって検索をするのか。市役所のページにリンクを貼っていても裁判所のページにアクセスするということを考え付くだろうか。
- ◇：東大阪簡易裁判所のページに直接アクセスすることはできるのか。
- ▲：東大阪簡易裁判所を検索すれば、所在地の案内ページにアクセスすることになると思う。東大阪簡易裁判所のページでは手続の中身の説明まではしていないので、大きな庁のところで見ていただくことになる。
- ▲：最高裁のホームページにもいろいろ詳しい説明はあり、各種手続案内やADRのリンクを貼っていたりする。
- ◇：刑事事件はどのくらいの件数があるのか。
- ▲：刑事の公判請求事件は、年間3件くらいである。東大阪簡易裁判所に対応する東大阪区検察庁が法務局と同じ庁舎内にあるのだが、実際の事務処理は大阪市福島区にある大阪地方検察庁の庁舎の中で東大阪簡易裁判所の事件を処理している。
- ：東大阪区検察庁は、建物はあるがそこには職員が常駐していない。大阪府内の簡易裁判所対応の区検察庁で残っているのは、私の記憶だと羽曳野だけであったと思う。
- ◇：地方裁判所で、非常に軽微な事件を実際に二つ傍聴した。そのような事件を地方裁判所で検察官と弁護士が時間をかけて処理していると、どれだけ時間があっても足りないのではないか、簡易裁判所でもっと簡単にできないのか。
- ▲：今おっしゃられた事例かどうか分からないが、万引きなどでは、略式請求をさ

れることがある。略式請求は書面審理であり、公判廷を開かない。

○：懲役刑を求刑するような事件で、刑務所に入るかどうかが決まるような事件であれば、審理を10分や15分で終わるわけにはいかないということもある。窃盗は、同種前科が三つ以上あると常習累犯となり、かなり重い刑罰を科すことになるので、どうしても時間をかけて審理することになる。

○：東大阪簡易裁判所で刑事公判が開かれるケースというのはどのような場合なのか。

▲：私の経験では、窃盗で通常起訴をする場合や、略式手続によることについて異議が出て通常移行する場合の2つのケースである。年間三、四件の事件数なので、一人の裁判官あたり一、二件である。略式請求事件は数多くある。

◇：刑事事件は、東大阪簡易裁判所に起訴されれば東大阪簡易裁判所で処理することになるのか。

▲：刑事事件は起訴された裁判所で審理することになる。

○：東大阪区検察庁がなくなったわけではなく、東大阪区検察庁の仕事を福島区の庁舎でしているということである。かつては、各簡易裁判所に対応する区検察庁があった。それを福島区の庁舎に仕事を集めるということで事務を閉じている区検察庁が多い。

◇：調停室のそれぞれの部屋にコート掛けなどが置かれていた。特に冬場など、落ち着いて話をしようと思ったときに、荷物を持ったままで調停室に入って話をするよりは、そのような設備があったほうがよいと思ったのだが、コート掛けのような設備は大阪地方裁判所管内の調停室には標準的に置いているものなのか。

▲：おそらく、最近のコート掛けなどは整備していないので、昔のものが残っているのだと思う。最近では、利用が少なくなったコート掛けなどは置かずに、観葉植物などを置いたり絵を飾ったりすることを充実させている。

◇：支払督促について、異議申立てがあり訴訟に移行する事件は多いのか。

▲：それほど多くないのではないか。正確な統計は分からないが、業者が申し立てる立替金請求事件や貸金請求事件で異議申立てがあり、訴訟に移行する事件がある。異議を申し立てる理由は、手元不如意で分割返済にしてほしいという理由が多く、実体的に請求原因を争うものは余りない。

▲：奨学金返還請求については、支払督促が利用されることが多く、感覚的には異議率が高いように思う。請求額が140万円を超え、地方裁判所に移送する事件も最近目立っている。

◇：最近では、支援率は増えているが、返済しない人が増えているのではないか。

▲：返す意思があっても、体調不良であるとか、生活保護を受けているので返せないという実態もあるようである。

◇：少額訴訟事件の行われる法廷には傍聴席がなかったようだが、傍聴できるのか。

▲：調停事件は傍聴できないが、少額訴訟事件の審理は、原則として公開で行われ、ラウンド法廷でも傍聴できる。

◇：傍聴希望者がいれば椅子を並べるのか。

▲：そうである。

7 次回のテーマについて

裁判所の広報活動について

8 次回期日

平成27年2月25日(水)